

平成31年3月1日
熊本行政評価事務所

ミルクロードの霧の発生情報を道路情報板で表示することの推進 — 行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせん —

総務省熊本行政評価事務所（所長：木村 隆明^{きむら たかあき}）は、下記の行政相談について、民間の有識者を構成員とする行政苦情救済推進会議（座長 鈴木 桂樹^{すずき けいじゆ} 熊本大学法学部教授）に諮り、その検討結果を踏まえ、本日、国土交通省熊本河川国道事務所に対しあっせんを行うとともに、熊本県阿蘇地域振興局に対し、当局の調査結果を通知し検討を依頼しましたので、公表します。

行政相談の要旨

私は、熊本市と大分市を車で頻繁に行き来しており、ミルクロードを利用しているが、雨天時などに濃霧が発生することが多く、通行に危険を感じることもある。

ミルクロードに入る手前で既に霧が発生していることが分かる場合は、国道57号の別の迂回ルートを選択しているが、ミルクロードに入って二重峠を越えてから濃霧に見舞われることも度々あり、ここからは引き返すことも容易ではない。

国道57号の「ミルクロード入口交差点」の手前に設置されている道路情報板にミルクロードの霧の発生状況を表示して、ドライバーに情報提供してほしい。



※ 本資料については、熊本行政評価事務所のホームページに掲載します。

URL <http://www.soumu.go.jp/kanku/kyusyu/kumamoto.html>

〔照会先〕

主任行政相談官 篠原 幸輔
電話：096-324-1662

ミルクロード周辺図



(注) 国土地理院の電子地形図にミルクロードの路程、道路ライブカメラの位置、道路情報板の位置等を追記したものである。

調査結果の概要 1

<ミルクロードの概要>

ミルクロードは、阿蘇市北部の外輪山に沿って設置されており、大津町(標高160m)から9kmほど走行すると標高約640mの二重峠に至り、ここから5kmほどで標高940mに達した後、標高900m前後の区間が約16km続く山間部の道路である。

標高が高いため霧が発生しやすく、濃霧発生時には走行に注意を要する場合がある。

熊本地震による道路法面の崩落等により国道57号の一部区間が通行止めとなっているため、熊本から大分方面に向かう場合、ミルクロードを通過して二重峠から国道57号に下るルートが多く利用されており、二重峠からさらに大観峰を通過して国道57号に合流するルートも利用されている。

ミルクロードは熊本県(県北広域本部及び同本部阿蘇地域振興局)が維持管理を行っているが、熊本地震以降、国道57号の迂回路となっている区間については熊本河川国道事務所が直轄国道の代替道路としての機能を確保する役割を担っている。そのため、熊本河川国道事務所では、迂回路区間が冬期の降雪時に通行止めとならないよう雪氷対策を実施している。

1 ミルクロードの交通量

ミルクロードの交通量を熊本地震の前後で示したものが表1である。迂回路の交通量は、熊本地震の前と比較して現在は約3倍となっており、これは、国道57号の一部通行止めに伴う迂回車両の増加によるものと考えられる。

一方、二重峠と大観峰の間の現在の交通量は記録がなく不明である。しかし、熊本から大分方面に向かう場合、二重峠から国道57号に向かう車両が多いと考えられるものの、交通量が比較的少なく走行しやすい大観峰方面のルートを選択する車両も増加していると考えられる。

表1 ミルクロードの路線別の1日あたり交通量

(単位:台/日)

区分	時点	平成27年7月 (熊本地震以前)	平成30年9月 (熊本地震以後)
大津町～二重峠(国道57号の迂回路)		5,354	14,900
二重峠～大観峰		2,523	不明

(注) 平成27年度全国道路・街路交通情勢調査及び九州地方整備局の資料に基づき、当事務所が作成した。

調査結果の概要 2

2 道路管理用カメラの映像による霧の発生状況の確認結果

当事務所において、平成30年8月23日から同年11月16日までの86日間にわたって、熊本県が設置している3か所の道路管理用カメラと熊本河川国道事務所が二重峠に設置している道路管理用カメラの計4地点における道路管理用カメラ映像から、4地点における霧の発生状況を把握した(毎日1~2回の映像確認により実施)。

その結果、86日間において、道路管理用カメラの映像で霧の発生を確認したのは、熊本県が道路管理用カメラを設置している3地点においては合計で33回(16日)、熊本河川国道事務所が道路管理用カメラを設置している二重峠においては1回(1日)の霧の発生を確認した。

しかし、これらの確認時において、道路情報板に霧の発生を知らせる表示が行われた日はない。

3 当事務所による現地調査結果

当事務所が、平成30年9月21日に現地調査を実施した際、上記の4地点において、走行に注意を要すると感じられる程度の霧が発生していたが(職員が測定したところ、西湯浦では約35m、大観峰では約45m、その他2地点でも同程度の霧が発生)、同日の各道路情報板において、霧が発生している旨の表示は行われていない。

※ 参考:交通安全協会が作成している交通教則によると、50km/h走行時の車両の停止距離は32mとされている。

道路管理用カメラの映像 【西湯浦】



霧が出ていない状態
11月14日 14時30分



霧が発生している状態
9月14日 8時30分

現地調査における霧の発生状況 【大観峰】



道路管理用カメラの映像
9月21日 11時45分



現地の状況
9月21日 11時40分

調査結果の概要 3

4 道路管理者による霧の把握とドライバーへの情報提供の実施状況

(1) 道路パトロールの実施

熊本県では、ミルクロードについて、2日に1回以上のペースで道路パトロールを実施しているが、道路施設の異状や交通事故、路面凍結等の把握を主な対象としており、霧は発生箇所の特定が難しく状況の変化が早いため、その把握とドライバーへの情報提供が困難であるとしている。

熊本河川国道事務所では、ミルクロードの定期的な道路パトロールは実施していない。

(2) 道路管理用カメラによる情報収集

熊本県では、二重峠から大観峰までの間に道路管理用カメラを3か所設置している。また、熊本河川国道事務所では、雪氷対策として、迂回路の10地点に積雪等の路面状況について情報収集するための補助的装置として道路管理用カメラを仮設している。

いずれも積雪等の路面状況などの収集に活用され、ホームページで映像が提供されているが、霧を把握する目的では活用されていない。

(3) 道路情報板による情報提供

熊本県では、ミルクロードの3か所に道路情報板を設置し、また、熊本河川国道事務所では国道57号のミルクロードに入る交差点手前までの区間に道路情報板を3か所設置し、道路通行の禁止や制限、危険防止等に係る情報をドライバーに情報提供している。しかし、熊本県では、道路情報板に霧の発生状況を表示したことは近年なく、また、熊本河川国道事務所に対して濃霧に関する情報伝達や道路情報板への表示依頼も行っていない。

【熊本県がミルクロードに設置している道路情報板】



【国道57号のミルクロード交差点手前に設置された道路情報板】



行政苦情救済推進会議の主な意見

- 1 運転中、濃霧に遭遇すると、速度を落して運転しても、ドライバーは不安や危険を感じるものである。濃霧は衝突などの事故に繋がる可能性もあり、道路管理者は積極的に霧の発生状況を把握し、情報提供することが必要ではないか。
- 2 雪や大雨は、事前に予想することが容易だが、霧は、現地の天候に疎い者には予想しづらく、ドライバーにとって情報提供のニーズは高い。
- 3 霧の状態が変化して、情報提供が結果的に空振りになったとしても、霧の発生について道路情報板に表示して注意を促すことは意味がある。
- 4 道路管理者間の連携は重要であり、霧の発生についても、道路を利用する側の視点に立って、熊本県が熊本河川国道事務所に情報提供するなど、できる限りきめ細かな情報提供をしてほしい。
- 5 ドライバーが霧の情報を踏まえて経路選択することができるよう、霧が発生している地点(二重峠付近、大観峰方面など)を表示することが親切で有益な情報だ。

熊本県、熊本河川国道事務所に対する検討依頼事項

- 1 熊本県は、ミルクロードについて、道路パトロールや、道路管理用カメラの映像を活用することにより走行に注意を要する程度の霧の発生を認めた場合、県が管理する道路情報板に当該情報を表示するとともに、熊本河川国道事務所に当該情報を提供して同事務所が管理する道路情報板に表示するよう依頼すること。
なお、霧の発生状況の道路情報板への表示や熊本河川国道事務所への情報提供にあたっては、霧が発生している方面の表示等も行うこと。
- 2 熊本河川国道事務所は、熊本県からミルクロードの霧に関する情報の道路情報板への表示依頼があった場合、内容を検討のうえ道路情報板に当該情報を表示すること。

行政苦情救済推進会議

行政苦情救済推進会議とは

相談事案の処理に当たり、民間有識者の意見を反映させることにより、公平性、中立性及び的確性の一層の確保を図り、もって国民の立場に立った行政苦情救済活動を推進するために設置しているもので、大学教授、弁護士、マスコミ、経済団体関係者等の委員で構成されています。



行政苦情救済推進会議のメンバー

座長	鈴木 桂樹	(熊本大学 法学部教授)
委員	岩元 俊弘	(株)熊本日日新聞社 専務取締役)
	谷崎 淳一	(熊本商工会議所 専務理事)
	坂口 眞理	(NPO法人熊本消費者協会 理事)
	本田 郁子	(有職者婦人クラブ 萌の会 副会長)
	馬場 啓	(弁護士)
	松岡 為利	(熊本行政相談委員協議会長)